

『守られていますか？』

あなたの人権

「人権擁護委員はあなたの街のパートナーです」

●人権擁護委員とは？

人権擁護委員は、北斗市長の推薦を受けて法務大臣から委嘱され、民間の立場から人権擁護活動に取り組んでいる北斗市民の方々です。

人が集まる社会の中では、権利と権利が衝突してしまうことがありますが、そのような社会の中で、互いに相手を思いやり、自分の人権も相手の人権も大切に守りながら、共に幸せに暮らせる社会を目指して活動しているのが「人権擁護委員」です。

●人権擁護委員の仕事とは？

現在、全国に14,000名の委員が配置されており、北斗市では9名の委員が活動しています。

地域のみなさんに人権について少しでも理解と関心をもってもらえるよう、学校や各種行事等で人権尊重意識の普及啓発活動を行ったり、総合文化センター、総合分庁舎、七重浜住民センターで「人権悩みごと相談」を定期的に開催し、市民からの相談を受け、問題解決のお手伝いなど、積極的な活動を行っています。

●人権悩みごと相談

「人権悩みごと相談」では次のような相談に応じています。

- ・ 不当な差別や偏見
- ・ いじめ
- ・ 体罰
- ・ 暴行虐待
- ・ 名誉棄損
- ・ ネット上での誹謗中傷など
- ・ みなさんの周りで、「人権侵害」と思われることがありましたら、ひとりで悩まずご相談ください。

相談は無料で秘密は厳守されます。

●相談日・場所

- ・ 第1木曜日 総合分庁舎2階市民センター
- ・ 第2木曜日 七重浜住民センター
- ・ 第4木曜日 総合文化センター

（れいんぼ）
かなでく

●相談時間／午前9時30分～正午

問 市役所市民課市民係

〔内線112〕

人権擁護委員の交代について

この度、6期18年の長きにわたり人権擁護委員を務めてこられました岡村陽吉委員が12月31日をもって任期満了に伴い退任されました。後任には田中幸憲委員が1月1日付けで新たに委嘱されました。



田中 幸憲 さん

冬期間の除排雪にご協力をお願いします

間口の雪処理は各家庭で

市の除雪は、限られた人員と除雪車で、できるだけ短時間に道路の通行を確保しなければなりません。

除雪車の構造上、玄関先や車庫の前に雪がこぼれたり、出入口が狭くなる場合がありますが、ご理解をお願いします。

道路への雪出しはやめましょう

道路法や道路交通法に規定される禁止行為です。



除雪作業が遅れるほか、路面に凸凹ができ、通行に支障を来します。また、交通事故の誘因となる恐れもあるため、道路への雪出しはやめましょう。

路上駐車はやめましょう

路上駐車は、路上駐車周辺の除雪を中断することになり、除雪作業の妨げとなるため、やめましょう。

目印をお願いします

道路沿いの工作物や樹木などについては、目印をつけるなどのご協力をお願いします。

川への雪捨てはやめましょう

川への雪捨ては、河川への転落や、降雨時・融雪期に増水の誘因となる恐れがあるため、やめましょう。

市内の雪捨て場

●利用できる時間／午前9時～午後4時（時間外の利用はできません）

●注意事項

▽10トンダンプなどで大量の排雪を行う場合や業者の方が排雪を行う場合は、市役所土木課維持係へあらかじめ連絡をお願いします。事前連絡なしでの利用が発見された際には、やむを得ず雪捨て場の利用禁止などの処置をとる場合があります。

▽市内雪捨て場に市外の雪を持ち込むことは禁止しております。市外の雪の持ち込みはご遠慮ください。

▽雪捨て場を利用する際、雪と一緒に「ゴミ」や「土砂」を持ち込まないでください。

問（道路管理者）

▽市道 市役所土木課維持係
☎73・31111〔内線276・277〕

▽国道 函館開発建設部函館道路事務所
☎49・2631

▽道道 渡島総合振興局函館建設管理部
☎45・6500